

# 『クレーン(5ト未満)運転の業務』特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に『吊り上げ荷重5ト未満』のクレーン（小型移動式クレーンを除く）の運転は特別教育を修了した資格を持っていることが必要であると定められております。

当協会では労働災害防止を図り、仕事を安全に行うため、クレーン等安全規則第21条に基づく知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致しますので受講願います。

## 1. 実施日

回	日 程	会 場
第1回	2019年 4月23日～24日（火～水）	1日目：学科 若松市民会館 2階 第三集会室 2日目：学科+実技 (株)日立金属若松 研修センター(安瀬)
第2回	2019年 7月 4日～ 5日（木～金）	
第3回	2019年10月 9日～10日（水～木）	
第4回	2020年 1月30日～31日（木～金）	

※ 受講者数15名を超える場合、2日目の学科は若松市民会館で実施し、終了後実技会場へ移動します。

## 2. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	原動機及び電気に関する知識	3時間	9:00～17:15
	クレーンに関する知識及び取扱い	3時間	
	関係法令	1時間	
2日目	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間	9:00～16:30
	実技（クレーンの合図・運転）	4時間	

※ 学科のみのコースは有りません。全員、実技受講となります。

受講希望者が極めて少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承ください。

## 3. 受講料・テキスト代（消費税込み）

2019年4月1日～9月30日まで（消費税8%を含む）

（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,640	1,670	10,310
一 般	10,800		12,470

2019年10月1日以降（消費税10%を含む）

（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,800	1,700	10,500
一 般	11,000		12,700

## 4. 申込み方法：

- ① 所定の受講申請書を郵送又はFAXにて若松労働基準協会へお申し込みください。  
なお、受講申請書を前もってFAXをして頂きますと、予約として受講枠確保します。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

## 5. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会  
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階  
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**  
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会  
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

【クレーン運転(5トン未満)特別教育】  
受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日	現住所
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
所属 事業所	所在地	〒	
	事業所名 (印不要)	業種.....製造業.....建設業.....その他.....	
		TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)	
		(FAX)	
【受講希望日】	月 日	受講料振込予定日	年 月 日
		受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他( )協会]			
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない			

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。  
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません
3. 申込みされた日程を連続で受講されないと、修了証は発行いたしません。

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿